

所得税等の確定申告に関するお知らせ

1 ご自宅からのe-Tax申告のご案内

スマートフォンとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」を是非ご利用ください。



書き方や計算が分からない・・・



入力めんどう・・・



会社が休めない・・・

自動計算

画面の案内に沿って入力すれば
税額まで自動計算

自動入力

マイナポータル連携や
過去の申告データを利用して
自動入力

自宅から

マイナンバーカードと
スマートフォンでe-Tax！



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税・消費税・贈与税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書の作成やe-Taxによる送信ができます。

なお、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費等の情報が自動入力されるため、より簡単・便利に手続きを行うことができます（給与所得の源泉徴収票はお勤め先から税務署にe-Tax等で提出された場合に連携対象となります。）。

○確定申告書等作成コーナー	○動画で見る確定申告	○チャットボット
		

※ 対応のスマートフォンをお持ちでない場合、申告書を印刷して郵送などにより税務署に提出することもできます。

◆e-Taxの使い方（操作方法等）の問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

（全国一律市内通話料金）

◆申告書の作成内容が分からない場合の問合せ

名古屋西税務署 個人課税第一部門

☎ 052-521-8257

◎ 本人確認書類に関するお知らせ

申告手続きには、**マイナンバーの記載**と**本人確認書類の提示または写しの添付**が必要です。
(本人確認書類)

マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードをお持ちでない方
＊マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。 ＊ご自宅からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。	＜マイナンバー確認書類＞ 通知カード※1、マイナンバーの記載のある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のうち、いずれか一つ ＜身元確認書類＞ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、障害者手帳、在留カードなどのうち、いずれか一つ 本人確認には、＜マイナンバー確認書類＞と＜身元確認書類＞のどちらも必要です。 ※1 通知カードは記載情報と現況に相違ないものに限りです。

配偶者控除、扶養控除、16歳未満の扶養親族、事業専従者などについて申告される場合は、その方のマイナンバーの記載も必要となります。（本人確認書類の提示または添付は不要です。）

2 名古屋西税務署の確定申告会場のご案内

会場：愛知県産業労働センター（ウインクあいち）6階

※ 交通機関（JR・地下鉄・名鉄・近鉄）名古屋駅より

◎JR名古屋駅桜通口からミッドランドスクエア方面 徒歩5分

◎ユニモール地下街5番出口から 徒歩2分

所在地：名古屋市中村区名駅四丁目4番38号

開設期間：2月16日(月)～3月16日(月)

※ 土・日曜日、祝日を除く。
ただし、3月1日(日)に限り開設します。

時間：午前9時15分～午後5時

※ 確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。
「入場整理券」は、LINEアプリによるオンライン事前予約又は確定申告会場での当日配付の二つの方法で配付します。
(「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。)

※ 確定申告会場では、原則として、ご自身でマイナンバーカードを利用したスマートフォン申告をしていただきますので、ご来場の際はマイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォン及びマイナンバーカードのほか、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類をご用意願います。(マイナンバーカードの利用には、発行時に設定した2つのパスワードが必要です。①署名用電子証明書(英数字6桁～16桁) ②利用者証明用電子証明書(数字4桁) ※ マイナンバーカードの電子証明書は、有効期限が設けられており、有効期限を過ぎた場合は、e-Tax手続等のご利用ができません。このため、有効期限が過ぎている場合には、住民票のある市区町村で事前に更新手続きをお願いします。)

問合せ先：名古屋西税務署 個人課税第一部門 〒451-8503 名古屋市西区押切二丁目7番21号
TEL 052-521-8257

〈税務署からのお知らせ〉

※ 会場開設期間中、**名古屋西税務署内では申告書の作成指導を行っておりませんので、ご了承ください。**

※ 確定申告会場は、5署（名古屋北・名古屋西・名古屋中村・熱田・中川）の合同会場になります。

※ 駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※ ご来場の際にマイナンバーカードをご持参されていない又は2つのパスワードがご不明な場合には、来庁当日に申告書の作成又は提出ができない場合がありますので、ご了承ください。

※ 作成済みの申告書等は、郵送等により税務署にご提出ください。

◎ 所得税確定申告が必要な方

- 事業、不動産、雑所得などがある方で、令和7年中の各種所得金額の合計額が基礎控除やそのほかの所得控除（扶養控除など）の合計額よりも大きい方
- 給与所得者で次のいずれかに当てはまる方
 - 令和7年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - 給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
 - 2か所以上から給与を受けている方で、主な勤務先以外の給与収入などが20万円を超える方

◎ ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方へ

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の利用申請をされていても、以下の項目のいずれかに該当する場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用除外となります。これにより、**寄附金控除が受けられなくなるため、あらためて確定申告が必要となりますのでご注意ください。**

- 寄附を行った年分の確定申告や市民税・県民税の申告をした場合
- 寄附をした自治体数が5を超えた場合
- 申請時の住所から移転し、1月10日までに「申告特例申請事項変更届出書」を申請した市区町村へ提出していない場合

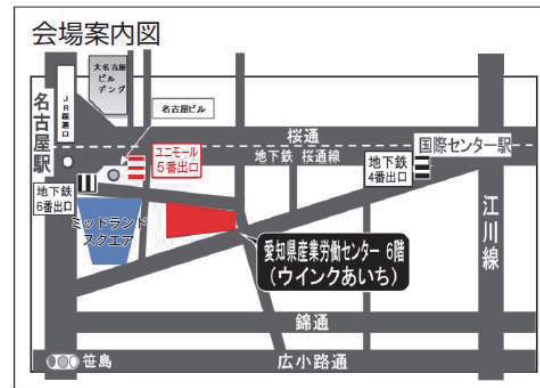
なお、確定申告をされる際は、**すべての寄附金についての「領収書（寄附金受領証明書）」または特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」が必要**となりますので、ご準備のうえ申告いただくようお願いします。

◎ 申告・納付期限のお知らせ

申告所得税および復興特別所得税、贈与税 令和8年3月16日(月)

個人事業者の消費税および地方消費税 令和8年3月31日(火)

※ 申告・納付期限の誤りにご注意ください。



国税庁LINE公式アカウント

市職員による申告相談会

会 場：北名古屋市健康ドーム2階 ミーティングルーム、会議室

所 在 地：北名古屋市九之坪笹塚1番地

電話番号：0568-48-0355（申告会場専用回線）

日 程：2月16日（月）～3月16日（月）（土・日曜日、祝日を除く）
各日8時50分から相談会を開始します。

受付方法：①インターネットによる事前予約による受付

次の二次元コードから予約してください。予約は、2月2日（月）から相談希望日の前々日までとなります。当日は予約時間の5分前までに会場の受付にお越しください。受付番号を確認させていただき、整理券をお渡しします。

▶予約ページはこちらから



②当日受付

受付時間は午前8時30分から午後3時になります。先着順に整理券を配付しますので、1日の定員に達した場合、その時点で受付を終了します。

（注意）インターネットによる事前予約枠を多く用意しておりますので、配付状況に応じては後日の来場をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

受付対象：①所得税確定申告の方

給与所得、雑所得（公的年金等、業務、その他の雑所得）、配当所得（総合課税）、一時所得を有する方

（注意）上記に該当する方も含め、「市の申告会場で受付できない方」を併せてご覧ください。

②市民税・県民税申告の方

「市民税・県民税の申告が必要な方」をご覧ください。

（注意）令和7年中に収入のなかった方や、非課税所得（遺族年金、障害年金など）のみの方は申告の義務はありません。ただし、所得課税（非課税）証明書の交付、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料および介護保険料の算定、児童手当などの給付、公営住宅の申込・家賃算定などに必要となる場合がありますので、必要に応じて申告してください。

※ 例年、申告会場の混雑を緩和するためお住まいの地区ごとに日にちを指定しておりましたが、インターネットによる事前予約を始めるにあたり地区割を廃止しました。

※ 会場建物は午前8時30分まで開場いたしません。早い時間からお並びいただかないようお願いします。

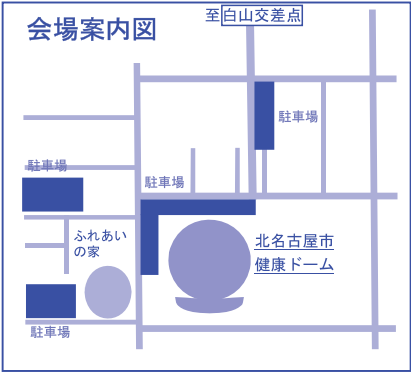
※ 上記日程の間、市民税・県民税の申告においても市役所税務課窓口での受付・相談は行っておりません。上記日程以外は、所得税確定申告については名古屋西税務署、市民税・県民税の申告については市役所税務課窓口でご相談ください。

※ 災害等の発生により、状況によって申告受付を中止する場合があります。

◆◆ 市の申告会場で受付できない方 ◆◆

- * 営業等所得、農業所得、不動産所得、先物取引に係る雑所得、譲渡所得、退職所得があり確定申告が必要な方
- * 分離課税の申告をする方
- * 初年度の住宅借入金等特別控除や他の住宅関係税額控除を受ける方
- * 暗号資産（仮想通貨）に関する所得の申告をする方
- * 雑損控除・繰越損失の申告をする方
- * 準確定申告（亡くなられた方の申告）、修正申告、過年度申告、更正の請求をする方
- * 消費税または贈与税の申告をする方
- * 国外居住者を扶養している方（年末調整で申告済の方を除く）
- * 令和8年1月1日現在で北名古屋市に住民登録のない方

上記に該当する方で、確定申告の相談をされる方は、名古屋西税務署が開催する確定申告会場（裏面参照）で申告相談をしてください。e-Taxによるご自宅からの電子申告もぜひご利用ください。



◎ 申告会場にお持ちいただく物

▶ 申告されるすべての方

本人確認書類	マイナンバーカード、またはマイナンバーを確認できる書類および身元確認できる書類
口座情報	申告者名義の預貯金通帳など振込先の口座がわかるもの

※ ID・パスワード方式の完了通知、または税務署から届いた「確定申告のお知らせ」はがきをお持ちの方はご持参ください。

▶ 申告内容に応じて必要な書類

申告内容等	必要な書類
給与・公的年金等の収入のある方	源泉徴収票（原本）
配当の収入がある方	支払通知書、特定口座年間取引報告書
医 療 費 控 除	医療費の明細書 ※ 領収書の提示のみの場合、医療費控除を追加することをお断りさせていただきます。
社会保険料控除	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付済額通知書、国民年金保険料の控除証明書
生命・地震保険料控除	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震保険料の支払証明書
寄 附 金 控 除	寄附金の領収書（寄附金受領証明書）または特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書
障 害 者 控 除	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など

※ 営業等・不動産・農業所得のある方で市民税・県民税申告をされる場合、収支内訳書をご用意ください。収支内訳書は、帳簿、領収書などをもとに作成するものであり、作成していない場合は受付できません。

※ 申告内容によっては上記以外の書類が必要になる場合があります。

◎ 市民税・県民税の申告が必要な方

令和8年1月1日現在、市内に住所があり、次に該当する方

- ・ 確定申告の義務はないが、市民税・県民税において生命保険料控除などの控除を追加する方
- ・ 確定申告の義務はないが、給与、公的年金等以外の所得がある方
- ・ 給与所得者で給与所得・退職所得以外の所得がありその合計額が20万円以下の方
- ・ 公的年金等の収入の合計金額が400万円以下、かつ公的年金等以外の所得がありその合計金額が20万円以下の方

◎ 市民税・県民税の電子申告について（令和8年度分から）

マイナンバーカードを使用して、市民税・県民税の電子申告ができます。申告会場に出向くことも、申告書の記載・印刷・郵送も必要ありません。利用いただくにあたり次のものが必要となります。

- ・ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
 - ・ 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16桁）
- マイナンバーカードには有効な署名用電子証明書が搭載されている必要があります。

◎ 自主申告コーナーについて【閉鎖】

例年、ご自宅にインターネット環境などが無い方が利用できる自主申告コーナーを開設しておりましたが、スマートフォンによる申告の普及に伴い閉鎖しました。なお、スマートフォンによる申告については国税庁ホームページをご覧ください。

◎ 確定申告書用紙などの配架・税務署宛投函箱の設置について

確定申告書用紙などは、国税庁ホームページから印刷できます。なお、数に限りはありますが、西庁舎税務課及び市の申告会場（受付時間中）に配架しております。

税務署宛投函箱を所得税確定申告期間中（2月16日～3月16日）に、西庁舎税務課と市の申告会場（受付時間中）に設置しております。税務署への書類提出にご活用ください。